

和田区 地域協議会だより

令和8年9月25日 発行

発行：和田区地域協議会
編集：和田区地域協議会・編集委員
南部まちづくりセンター
Tel 025-522-8831 ・Fax 025-522-8832

第65号

令和9年度 地域にぎわい事業を実施します

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、これまでの地域独自の予算事業の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採用となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありますが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

10／10以内（千円未満切り捨て）

※提案状況等によっては、10/10を下回る場合があります。



対象者

5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

和田区の上限額

630万円

対象とする活動例などは裏面をご覧ください。

各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

市では、各区の地域協議会に、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。

ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。

一例として、次のような活動が考えられます。

- ・地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- ・町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- ・特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- ・移住・定住の促進や関係人口の創出
（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、
交流イベントの実施など）
- ・地区内の集いの場づくり



対象としない活動

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
- 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

対象としない経費

- 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
- 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
- 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費
（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

詳しい内容は上越市の
ホームページをご覧ください。

